

日本選挙学会理事・監事候補者選出規程

〔目 的〕

第1条

この規程は、「日本選挙学会会則」第11条に基づき総会で選任される理事及び監事の候補者を選出する手続並びに方法について定める。

〔理事の定数〕

第2条

理事は、26名以内とする。監事は2名とする。

2

理事のうち20名を公選理事とし、正会員の投票により候補者を選出する。

3

理事のうち6名を推薦理事とし、本規程第7条に定める理事・監事候補者選考委員会が推薦により候補者を選出する。ただし、理事長経験者を候補者に選出することはできない。

〔選挙権及び被選挙権〕

第3条

投票が行われる年（以下「同年」という。）の8月1日現在において正会員であって、同年までの会費を納入している者は、選挙権及び被選挙権を有する。

2

理事長経験者は被選挙権を有しない。

〔選挙管理委員会〕

第4条

選挙管理委員会は、委員3名によって組織される。

2

委員長は、理事長の推薦に基づき、理事会が選任する。

3

他の委員は、委員長の推薦に基づき、理事会が選任する。

〔投 票〕

第5条

投票は、オンライン投票システムでこれを行う。ただし、選挙人名簿周知期間中に郵送投票方式利用希望を事務局に届け出た者（以下、郵送投票者という。）に限り、選挙管理委員会が発行し

た所定の投票用紙により郵送でこれを行う。

2

選挙管理委員会は、同年10月10日までに、オンライン投票の方法について選挙人に通知しなければならない。ただし、選挙管理委員会は、郵送投票者には、同年10月10日までに、投票用紙一式及び被選挙人名簿を郵送しなければならない。

3

選挙人は、同年11月10日までに、オンライン投票システムで投票しなければならない。ただし、郵送投票者は、同年11月10日までに、投票用紙を選挙管理委員会に到達するように返送しなければならない。

4

投票は、無記名とし、被選挙人名簿から候補者3名の氏名を選択するものとし、3名未満の選択の投票は有効とする。ただし、郵送投票者は、候補者3名を連記するものとし、3名未満の投票は有効とし、4名以上連記した投票は無効とする。

5

投票の受理、投票の効力、その他投票及び開票に関する疑義は、選挙管理委員会が判断し、これを決定する。

6

投票についてその他必要な事項は、別に定める投票要綱による。

〔開票〕

第6条

選挙管理委員会は、同年11月11日以降同年11月30日までに開票を完了し、その結果を理事長に報告しなければならない。

2

理事長は、選任された20名の理事候補者に通知し、候補者となることについて承諾を得なければならない。承諾が得られない候補者がいたときは、20名に達するまで順次得票順に繰り上げ、それぞれ本人の承諾を得なければならない。

3

得票同数により最下位で選出される者が2名以上いる場合には、抽選でその順位を決定する。

4

前2項に定める繰上補充及び抽選は、選挙管理委員会がこれを行う。

5

繰上補充及び抽選の方法は、別に定める投票要綱による。

〔理事長・理事・監事候補者選考委員会〕

第7条

理事長は、前条第2項及び第3項によって選出された理事候補者を速やかに招集し、その理事候補者をもって、次期理事長・理事・監事候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を構成する。

2

選考委員会の定足数は、前項に基づき招集された理事候補者の過半数とする。

3

選考委員会は理事長候補者を選出するために議長を互選する。ただし、議長が選出されるまでは、理事長が仮の議長を務めるものとする。

4

選考委員会は理事長候補者1名を互選する。

5

理事長候補者は推薦理事候補者6名以内、監事候補者2名の選任において議長を務める。

6

選考委員会は理事長候補者、推薦理事候補者、監事候補者を理事長に報告しなければならない。

〔選 任〕

第8条

理事長は、総会に理事長候補者を報告する。

2

理事長は、理事候補者及び監事候補者を総会に提案し、その承認を得なければならない。

〔改 正〕

第9条

本規程の改正は、理事会の議を経て、総会によって行う。

附則1

この規程は、平成11年5月23日より施行する。

附則2

この規程は、平成16年5月16日より施行する。

附則3

この規程は、平成17年5月15日より施行する。

附則4

この規程は、平成19年5月20日より施行する。

附則5

この規程は、平成 21 年 5 月 16 日より施行する。

附則 6

この規程は、令和元年（2019）年 7 月 14 日より施行する。

附則 7

この規程は、令和 3 年（2021）年 5 月 8 日より施行する。

附則 8

この規程は、令和 5 年（2023）年 5 月 21 日より施行する。